

2. 取り組み方法

(1) 導入検討のポイント

地域の課題をよく把握している地域の皆さんが中心となって、新たな市民生活交通の導入検討を行います。

ポイント①： 交通不便地域を少しでも解消します

導入検討に当たっては、市内の交通不便地域が対象となります。

ポイント②： 地域住民による委員会を設立します

導入対象となる交通不便地域に居住する地域の皆さんが、導入検討を円滑に推進するために、地域住民で構成する委員会を立ち上げ、検討や運行への協力をを行います。地域住民の代表として活動できる地域組織となり、委員会から代表者を1名選任します。

ポイント③： 適切な運行経路を設定します

交通不便地域と最寄りの交通結節点を結び、既存バス路線と競合しない運行経路を設定します。

ポイント④： 運行継続条件を満たす見込みがあることを確認します

便当たりの平均利用人数と収支率それぞれの目標値を達成できることが運行継続の条件となります。

(2) 新たな市民生活交通導入検討の流れ



※ **地** は地域、**事** は事業者、**市** は三田市を示し、取り組みの主体を表します。

ステップ2 計画概要の検討

「市民生活交通導入計画」を指針に沿って作成します。

地

地域ニーズを的確に市民生活交通の運行計画に反映するために、導入しようとする地域において「市民生活交通導入計画（様式1）」を作成します。この導入計画の作成に当たっては、以下の項目について検討します。

～市民生活交通導入計画の検討項目～



- | | | |
|----------------|--------|-------------|
| ①運行形態 | ②運行経路 | ③運行経路設定の考え方 |
| ④関係する区・自治会名 | ⑤バス停 | ⑥運行日 |
| ⑦運行ダイヤ | ⑧車両 | ⑨運賃 |
| ⑩想定平均乗車人数 | ⑪想定収支率 | ⑫導入目的 |
| ⑬導入のメリット・デメリット | ⑭地域の役割 | 他 |

「市民生活交通導入計画」について関係する区・自治会の合意を得ます。

地

「市民生活交通導入計画」の内容を関係する区・自治会に説明し、合意を得ます。

※関係する区・自治会とは、「市民生活交通導入計画」において、運行経路の沿線となる区・自治会を指します。

バス停の設置について、住民の合意を得ます。

地

バス停の候補地が決まったら、バス停の設置について、設置場所周辺の地域住民の了承を得ます。地権者との交渉も地域で行います。

了承が得られない場合には、バス停の設置箇所の再検討を行います。

「市民生活交通導入検討申請書」を市に提出します。

地

「市民生活交通導入計画」等について、合意が得られたら、「市民生活交通導入検討申請書（様式2）」に「市民生活交通導入計画」と「委員会名簿」を添付して市に提出します。申請書には以下の項目を記載します。

～市民生活交通導入検討申請書の記載事項～



- | | | |
|-------|---------------|------------------|
| ①委員会名 | ②代表者氏名・代表者連絡先 | ③関係する区・自治会との調整結果 |
|-------|---------------|------------------|

ステップ3 意向調査の実施

市民生活交通を導入する地域住民の利用意向を把握します。

→ 地 市

「市民生活交通導入計画」に基づいて運行した場合の地域住民の利用意向を把握するために「対象地域住民利用意向調査」を実施します。

利用意向調査の回収率が低い場合は、導入を検討する市民生活交通への関心が低いと考えられます。継続的に市民生活交通を運行するためにも、地域全体での取り組みが必要であるため、利用意向調査の回収率は50%以上の確保を条件とします。

利用意向調査用紙の作成・結果の集計・分析は市が行い、結果は地域に公表します。配布・回収は地域と市が協力して行います。



～対象地域住民利用意向調査の項目～

①利用意向の有無 ②最寄り駅 ③最寄りバス停 ④利用状況 等

〈利用意向有りの場合〉

⑤利用目的 ⑥利用頻度 ⑦利用日・利用時間 ⑧希望する運行方法

〈利用意向無しの場合〉

⑨利用しない理由

概算運行収入と概算運行費用を試算します。

→ 市

利用意向調査の結果を踏まえて、需要を予測し、期待される収入を試算します。

必要な場合は、市が運送事業者（市内で運行可能な複数事業者）に見積もりを依頼し、必要な経費を試算します。

運行継続条件の達成可能性を検証します。

→ 市

試算した概算運行収支から、運行継続条件を達成することが可能かどうかを検証し、結果は地域に公表します。可能と見込まれる場合は、次のステップ4の「具体計画の検討」に進み、可能と見込まれない場合はステップ2に戻り、「市民生活交通導入計画」を見直します。

ステップ4 具体計画の検討

地域公共交通会議に、「市民生活交通導入計画」の提案を行います。

市

「市民生活交通導入計画」を、地域公共交通会議に提案し、合意を得ます。

○地域公共交通会議とは

公共交通の利便性増進を図り、地域の実情に即した公共交通実現に向けて協議するための会議です。委員は学識者、地域住民、事業者、行政等によって構成され、協議が調った場合に、合意があったものとみなされます。

○具体的な協議内容

- 1 運行計画が利用者の利便性や安全確保に配慮されているか
- 2 地域の実情に応じた運賃設定等がなされているか
- 3 既存の公共交通機関との整合が図られているかどうか
- 4 市町村有償運送が、既存公共交通機関を補完する手段として必要かどうか

実証運行実施のための、予算措置を行います。

市

地域公共交通会議で合意を得たのち、市は実証運行の実施に要する予算措置を行い、次のステップ5の「実証運行の準備」に進みます。

ステップ5 実証運行の準備

運行事業者を選定します。

市

市が予算の範囲内で、運行計画に基づき、総合評価型プロポーザル方式により新たな市民生活交通を運行する事業者を選定します。

自主運行の場合は、地域住民やNPO等になります。

交通安全面から現地を確認し、必要な場所に交通安全対策を実施します。

市

交通安全対策については、地域公共交通会議において警察等と協議をしているため、基本的には安全性が確保されていると考えられますが、実際の車両を用いて現地確認を行い、最終的な交通安全対策を実施します。

事業許可申請を行います。

事

選定された運行事業者が、国土交通省に事業許可の申請を行います。

自主運行の場合は、市が国土交通省に事業登録の申請を行います。

実証運行に必要なバス停の設置を行います。

地

実証運行を実施するために、地域でバス停の設置を行います。清掃などの維持管理も地域で取り組みます。（製作費用は市が負担します。）

実証運行の開始を周知し、利用促進を図ります。

地

実証運行に関して、その運行概要、運行期間等を案内するチラシを作成し、実証運行路線周辺の住民に配布します。（作成費用は市が負担します。）

ステップ6 実証運行の開始

実証運行に当たって、事業者は安全で快適な運行を行います。

事

事業者は運行のプロとして、ノウハウを十分に発揮し、効率的に安全で快適な運行を行います。

自主運行の場合も同様に関係法令等を遵守し、安全確実な運行を行います。

継続的に利用促進活動を実施します。

地

実証運行を開始した後は、利用者を増やすために、地域で利用促進方法を検討します。なお、利用促進は、地域が中心となり、事業者、行政も協力して実施します。

※本指針 p35 に他地域の取り組み事例を紹介しています。

定期的に評価を行います。

地

運行実績に基づき、導入目的に合致した運行となっているか、運行継続条件が満たされているかどうかなどを定期的に確認します。（事業者が運行する場合は、運行実績は市が入手します。）

運行実績が運行継続条件を満たしていない場合や、住民の利用ニーズが大きく変化している場合は、運行計画の見直しを行います。

必要に応じて「利用実態調査」を実施します。

利用実態調査用紙の作成・結果の集計・分析は市が行い、結果は地域に公表します。配布・回収は地域と市が協力して行います。



～利用実態調査の項目～

- ①乗降場所 ②乗降時間 ③行き先 ④利用目的 ⑤利用頻度
- ⑥運行に対する満足度 ⑦今後の利用意向 等

運行継続条件を満たしているかを判断します。

市

運行継続条件を満たしている場合は、本格運行への移行を検討します。なお、運行継続条件を満たしていない場合は廃止を検討します。

ステップ7 本格運行の開始

本格運行に当たって、事業者は安全で快適な運行を行います。 → 事

事業者は運行のプロとして、ノウハウを十分に発揮し、効率的に安全で快適な運行を行います。

自主運行の場合も同様に関係法令等を遵守し、安全確実な運行を行います。

継続的に利用促進活動を実施します。 → 地

本格運行開始後も、引き続き利用者を増やすために、地域で利用促進方法を検討します。なお、利用促進は、実証運行同様に地域が中心となり、事業者、行政も協力して実施します。

※本指針 p35 に他地域の取り組み事例を紹介しています。

定期的に評価を行います。 → 地

運行実績に基づき、導入目的に合致した運行となっているか、運行継続条件が満たされているかどうかなどを定期的に確認します。（事業者が運行する場合は、運行実績は市が入手します。）

運行実績が運行継続条件を満たしていない場合や、住民の利用ニーズが大きく変化している場合は、運行計画の見直しを行います。

必要に応じて「利用実態調査」を実施します。

利用実態調査用紙の作成・結果の集計・分析は市が行い、結果は地域に公表します。配布・回収は地域と市が協力して行います。



～利用実態調査の項目～

- ①乗降場所 ②乗降時間 ③行き先 ④利用目的 ⑤利用頻度
⑥運行に対する満足度 ⑦今後の利用意向 等

運行継続条件を満たしているかを判断します。 → 市

運行継続条件を満たしているかどうかを 12 ヶ月毎に確認し、条件を満たしていない場合は廃止を検討します。

指針の見直しを検討します。 → 市

社会情勢の変化に合わせて、運行継続条件など指針の見直しを検討します。